

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の
戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書
No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868



(

(

日米安全保障新条約の大要

三四二、一

一、本条約と国連憲章との関係を明らかにする。

(1) 両締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決し、国連の目的に違背する様な武力の行使又はその脅威を行わないこととし、武力攻撃があつた場合は、その攻撃及びこれに対して採られた対抗措置は直ちに安全保障理事会に通報され、理事会が平和恢復の措置を探つた場合は右対抗措置は終止されることとする。

二、政治的経済的協力関係を規定する。

安全保障関係はより広い一般的な両国関係の基礎の上にその一環として成立つ所であるから、その趣旨より両国間の政治的経済的協力関係を謳う。即ち両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好関係の強化に努め、更に経済的協力関係の緊密化に努力することとする。

三、防衛力に関する協力関係を規定する。

米国が与国と結んでいるこの種条約は、自助及び相互援助の

(秘)

原則を謳つた所謂ヴァンデンバート決議に拠つてゐる。しかし米国の援助義務を条約に規定するためにはこの決議の精神を謳わなければならないので、本条約においても、両締約国は、単独に及び共同して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃を排除するための能力を維持しがつ發展させることとする。

四、条約の運営上両締約国は常時協議して密接な連絡を保つことを明らかにする。

共同安全保障体制の維持運営のためには両締約国は相互にその立場を理解し、常時密接な連絡を保つ必要がある。よつて、両締約国は本条約の運営に付隨時協議することとし、極東の平和と安全が脅かされていると認める場合は何時でも協議することとする。

五、如何なる場合に防衛義務が発動するかを明らかにする。

本条約において米国の日本防衛義務を明らかにすることを目的とし、両締約国は、日本の行政権下にある地域において、何れかの締約国に対して（即ち日本国又は日本に在る米軍に対し

て、攻撃があつた場合は、これを自国の平和と安全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することとする。

六、米軍の在日施設区域使用を認める。

わが方自衛力の現状を考慮せば、米軍が侵略に対する抑制力として駐留することが適当であり、米側も極東全般の安全保障によつて、米軍が在日施設を使用し得ることを重視している。

(1) 米軍は、日本国の安全並びに極東の平和と安全に寄与するため、日本にある施設及び区域を使用することが出来ることとするが、同時に、(2) 在日米軍の配備及び装備（核兵器を含む）の重要な変更は日本側と事前に協議するとともに（但し右は一定の米軍を日本のため以外の目的で作戦的に使用する場合は同じく事前に協議することを別途文書により明らかにする。内乱条項は規定しない。）

大規模な間接侵略の場合は援助義務発動の対象となるべきのみならず、明文上規定がなくとも必要の場合は要請により援助を求め得べきであるから、内乱条項は置かないととする。

八、第三国軍隊の駐兵、通過等の制限に関する現行条約第二条の規定は置かないこととする。

九、本条約の期限は一応十年とし、十年を経過したる後は一年の予告でこれを廃棄し得ることとする。

一〇、批准条項を置き、本条約が発効すれば現行安保条約は消滅することとする。

一、本条約によつて負うべき義務は、夫々両締約国の憲法の規定により許された範囲内であることを明らかにする。

一二、新行政協定は国会の承認を求めるが、その調整は最少限とする。

現行行政協定は現行安保条約の消滅とともに消滅するが、米側は当初より現行協定をそのまま新条約下に引継ぐことを強く主張している。わが方としては新行政協定に付国会の承認を求めることがとするが、その規定の内容は、現行協定に対して親条

条約が変つたことから必要となる修正を加えるほか、防衛分担金
項目は削除する様米側に交渉することとする。